

<修正案>

2 新生児搬送

搬送元施設

- ①搬送先施設へ受入可否の照会をする。

搬送先施設 (徳島大学病院総合周産期母子医療センター等)

②搬送受入の可否

- ◆ドクターへり搬送について、関係機関による協議・調整を行う。
 - ・搬送元医療機関産婦人科・小児科医師、大学病院周産期医療センター医師及び県立中央病院小児科医師の3者間で協議・調整
 - ・県立中央病院内：小児科医師とフライトドクターの両者で協議・調整

搬送元施設

- ③管轄消防本部へドクターへりの出動を要請する。

*新生児は搬送元施設内の新生児室等、最も安全な場所で、搬送用専用保育器に移すこととする。

- ・ドクターへり搬送について要請
- ・救急車により、臨時離着陸場から搬送元施設まで、ドクターへりスタッフ、新生児科医師等と専用保育器等の搬送要請
- ・搬送元施設から、救急車による臨時離着陸場への搬送要請

管轄消防本部

- ④県立中央病院へドクターへりの出動を要請する。

県立中央病院

- ⑤県立中央病院のフライトドクターとフライトナースに加えて、必要に応じて小児科医師 (基本的に搬送先の小児科医師) が搭乗し、機内に保育器等を準備し、ドクターへり出動

※「必要に応じて」とは、小児科医師が同乗する必要があるが、搬送元の医師が同乗できない場合など

- ⑥臨時離着陸場に到着後、救急車にて、ドクターへりスタッフ、新生児科医師等は、専用保育器等とともに、搬送元施設へ移動

管轄消防本部

- ⑦臨時離着陸場へ消防車を出動し、水撒きや人払いなど安全を確保する。

- ⑧臨時離着陸場へ救急車を出動する。

- ⑨臨時離着陸場から、ドクターへりスタッフ、新生児科医師等と専用保育器等を搬送元施設まで搬送する。

- ⑩搬送元施設から、新生児 (専用保育器に収容) とドクターへりスタッフ、新生児科医師等が救急車同乗し、臨時離着陸場へ出発

- ⑪臨時離着陸場に救急車到着後、ドクターへりに受け渡し完了し、離陸

県立中央病院

- ⑫ドクターへり着陸

- ⑬総合メデイカルゾーン連絡橋を渡り、患児を大学病院 NICU へ収容

<修正前>

2 新生児搬送

搬送元施設

- ①搬送先施設へ受入可否の照会をする。

搬送先施設 (徳島大学病院総合周産期母子医療センター等)

②搬送受入の可否

- ◆ドクターへり搬送について、関係機関による協議・調整を行う。
 - ・搬送元医療機関産婦人科・小児科医師、大学病院周産期医療センター医師及び県立中央病院小児科医師の3者間で協議・調整
 - ・県立中央病院内：小児科医師とフライトドクターの両者で協議・調整

搬送元施設

- ③管轄消防本部へドクターへりの出動を要請する。

- ・ドクターへり搬送について要請
- ・救急車による最寄りの臨時離着陸場への搬送要請

管轄消防本部

- ④県立中央病院へドクターへりの出動を要請する。

県立中央病院

- ⑤県立中央病院のフライトドクターとフライトナースに加えて、必要に応じて小児科医師 (基本的に搬送先の小児科医師) が搭乗し、機内に保育器等を準備し、ドクターへり出動

※「必要に応じて」とは、小児科医師が同乗する必要があるが、搬送元の医師が同乗できない場合など

管轄消防本部

- ⑥ランデブーポイント (臨時離着陸場) へ消防車を出動し、水撒きや人払いなど安全を確保する。

- ⑦搬送元施設へ救急車を出動する。

- ⑧搬送元施設から、新生児と小児科医師が救急車同乗し、臨時離着陸場へ出発

- ⑨ランデブーポイント (臨時離着陸場) にて、ドクターへりと救急車到着

- ・患児受け渡し完了し、離陸

県立中央病院

- ⑩ドクターへり着陸

- ⑪総合メデイカルゾーン連絡橋を渡り、患児を大学病院 NICU へ収容

徳島県周産期医療搬送マニュアル

徳島県保健福祉部

(平成26年12月改訂)

目 次

1	搬送の必要性	1
2	搬送の基準	1
	（1）母体搬送	
	（2）新生児搬送	
3	搬送手順	1
	（1）搬送先施設の選定	
	（2）搬送先施設への連絡・依頼	
4	搬送時の留意点	1
5	ドクターヘリによる転院搬送	2

参 考

（1）	フロー図	5
（2）	情報提供書	7
	①母体用	
	②新生児用	
（3）	公的病院	9
（4）	消防本部等	10

徳島県周産期医療搬送マニュアル

搬送の必要性

ハイリスク妊婦や異常分娩、低出生体重児や新生児の内科的疾患等が想定される場合、総合周産期母子医療センター、又は、それに準じた施設への転院を図ることが、母児の安全を確保する上で必要です。

特に、合併症を有する場合や極・超低出生体重児は、出産前のできるだけ早期に転院することが必要です。

搬送の基準

①母体搬送

- ・症例から、医師・助産師が搬送した方が良いと判断した場合
- ・極低出生体重児など異常新生児の出生が予測されるときは、可能な限り母体搬送を優先する。

②新生児搬送

症例から、医師が搬送した方が良いと判断した場合

搬送手順

- ①搬送元施設が搬送を依頼する場合は、搬送先施設に患者の症状等を説明し、搬送受入の可否を明確にした上で照会する。
- ②搬送先が決定したときは、搬送元施設は搬送に要する救急車を要請し、「情報提供書」を作成の上、搬送時に携帯、又はFAXで送信する。
- ③搬送元施設は、医師等が原則として同乗の上で搬送する。
- ④かかりつけ医を持たない妊婦を搬送する救急隊は、搬送受入の可否を確認後、「情報提供書」に代えて、救急隊備え付けの「緊急搬送確認書」を用いる。
- ⑤状況に応じてヘリコプターによる搬送が必要な場合は、搬送先決定後、消防本部を通じてヘリコプターの要請を行う。

(※ドクターヘリによる搬送については、次ページ「ドクターヘリによる転院搬送」を参照)

搬送時の留意点

ハイリスクの母体、新生児の搬送にあたっては、以下に留意し搬送することが大切です。

■母体

- ①産科ショックへの対応
- ②子宮収縮抑制剤を使用する際の管理
- ③救急車での分娩対応

■新生児

- ①保温の対策
- ②酸素の管理
- ③吸引の有無

ドクターヘリによる転院搬送

原則として、施設間搬送の出動要請は、徳島県ドクターヘリ運航要領に基づき、搬送元医療機関の所在地を管轄する消防機関等に連絡の上、その消防機関等が行うものとする。ただし、当該医療機関が施設内に所有する離着陸場を使用する場合は、搬送元医療機関が出動要請をすることができる。

また、搬送先及びドクターヘリに同乗する医療従事者については、総合周産期母子医療センターである徳島大学病院産婦人科及び小児科医師等と、地域周産期母子医療センターである徳島県立中央病院産婦人科及び小児科医師等とフライトスタッフ（医師・看護師ら）等との情報共有・協議・合意のもと決定され、搬送が実施されるものとする。

1 母体搬送

搬送元施設

- ①搬送先施設へ受入可否の照会をする。

搬送先施設（徳島大学病院総合周産期母子医療センター等）

- ②搬送受入の可否

◆ドクターヘリ搬送について、関係機関による協議・調整を行う。

- ・搬送元医療機関産婦人科医師と大学病院周産期母子医療センター産婦人科医師の両方で協議
- ・大学病院産婦人科医師と県立中央病院フライトドクターの両方で協議・調整

搬送元施設

- ③管轄消防本部へドクターヘリの出動要請を行う。

- ・ドクターヘリ搬送について要請
- ・救急車による最寄りの臨時離着陸場への搬送要請

管轄消防本部

- ④県立中央病院へドクターヘリの出動要請を行う。

県立中央病院

- ⑤県立中央病院のフライトドクターとフライトナースに加えて、必要に応じ産婦科医師（基本的に搬送先の産婦人科医師）が搭乗してドクターヘリ出動

※「必要に応じ」とは、産婦人科医師が同乗する必要があるが、搬送元の医師が同乗できない場合など

管轄消防本部

- ⑥ランデブーポイント（臨時離着陸場）へ消防車を出動し、水撒きや人払いなど安全を確保する。

- ⑦搬送元施設へ救急車を出動する。

- ⑧搬送元施設から、妊婦と産婦人科医師が救急車に同乗し、臨時離着陸場へ出発
- ⑨ランデブーポイント（臨時離着陸場）にて、ドクターヘリと救急車到着
 - ・妊婦受け渡し完了後、離陸

県立中央病院

- ⑩ドクターヘリ着陸
- ⑪総合メディカルゾーン連絡橋を渡り、妊婦を大学病院 MFICU 等へ収容

2 新生児搬送

搬送元施設

- ①搬送先施設へ受入可否の照会をする。

搬送先施設（徳島大学病院総合周産期母子医療センター等）

- ②搬送受入の可否
 - ◆ドクターヘリ搬送について、関係機関による協議・調整を行う。
 - ・搬送元医療機関産婦人科・小児科医師、大学病院周産期医療センター医師及び県立中央病院小児科医師の3者間で協議・調整
 - ・県立中央病院内：小児科医師とフライトドクターの両方で協議・調整

搬送元施設

- ③管轄消防本部へドクターヘリの出動を要請する。
 - * 新生児は搬送元施設内の新生児室等、最も安全な場所で、搬送用専用保育器に移すこととする。
 - ・ドクターヘリ搬送について要請
 - ・救急車により、臨時離着陸場から搬送元施設まで、ドクターヘリスタッフ、新生児科医師等と専用保育器等の搬送要請
 - ・搬送元施設から、救急車による臨時離着陸場への搬送要請

管轄消防本部

- ④県立中央病院へドクターヘリの出動を要請する。

県立中央病院

- ⑤県立中央病院のフライトドクターとフライトナースに加えて、必要に応じ小児科医師（基本的に搬送先の小児科医師）が搭乗し、機内に保育器等を準備し、ドクターヘリ出動
 - ※「必要に応じ」とは、小児科医師が同乗する必要があるが、搬送元の医師が同乗できない場合など
- ⑥臨時離着陸場に到着後、救急車にて、ドクターヘリスタッフ、新生児科医師等は専用保育器等とともに、搬送元施設へ移動

管轄消防本部

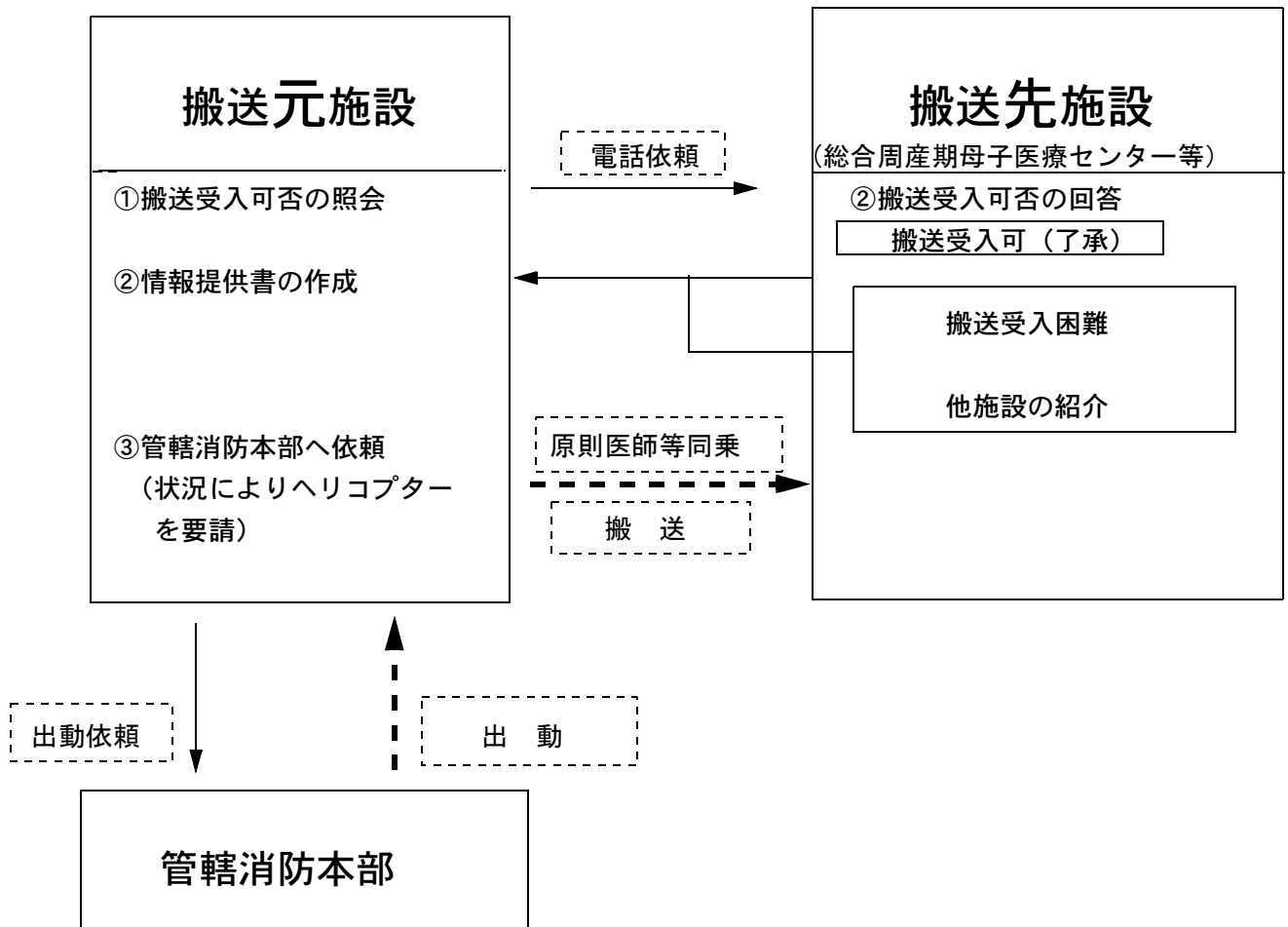
- ⑦臨時離着陸場へ消防車を出動し、水撒きや人払いなど安全を確保する。
- ⑧臨時離着陸場へ救急車を出動する。
- ⑨臨時離着陸場から、ドクターヘリスタッフ、新生児科医師等と専用保育器を搬送元施設まで搬送する。
- ⑩搬送元施設から、新生児（専用保育器に収容）とドクターヘリスタッフ、新生児科医師等が救急車同乗し、臨時離着陸場へ出発
- ⑪臨時離着陸場に救急車到着後、ドクターヘリに受け渡し完了し、離陸

県立中央病院

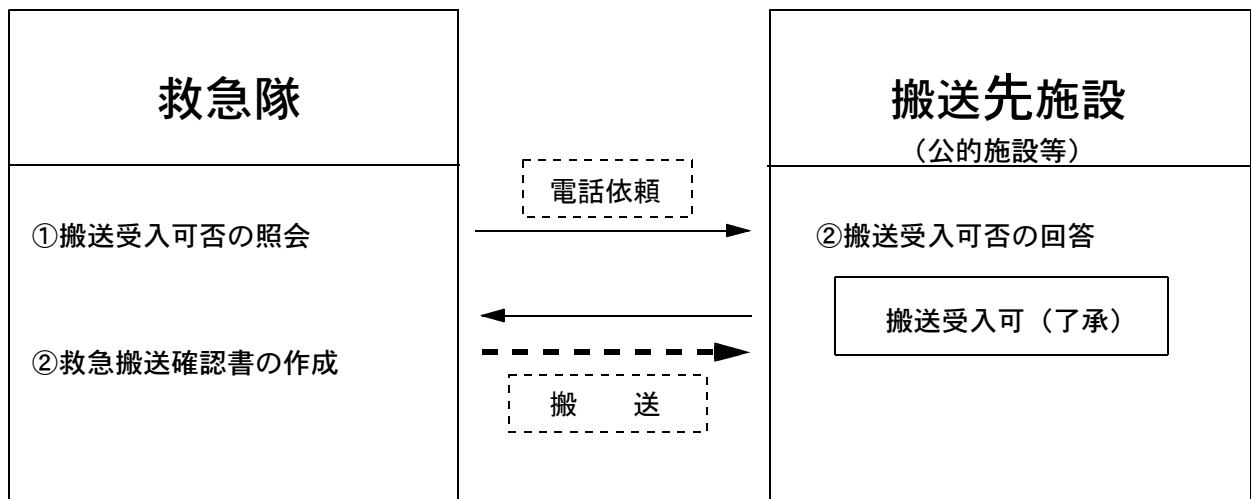
- ⑫ドクターヘリ着陸
- ⑬総合メディカルゾーン連絡橋を渡り、患児を大学病院 NICU へ収容

参 考

1 転院搬送



2 未受診妊婦



母体搬送

情報提供書

搬送元：施設名 _____
担当医 _____
電話 _____ FAX _____

患者氏名：_____ 生年月日：_____年 _____月 _____日 年齢：_____歳
連絡先：_____ 電話：_____

妊娠週数： _____週 _____日 初産 経産 異常妊娠歴：無 有 不明
既往歴：無 有 不明 合併症：無 有 不明 感染症：無 有 不明
血液型：A型 B型 AB型 O型 Rh：+ -
妊娠方法：自然 不妊治療

その他患者情報

切迫流産 前期破水 前置胎盤 胎盤早期剥離 妊娠中毒症 双胎
前回帝切 母体ショック 出血多量 IUGR 胎児異常 胎児仮死
胎児死亡 その他

特記事項

搬送中の処置：輸液 輸血 その他 _____

搬送時の同伴：医師 助産師 看護師 その他 _____

受入医療機関

施設名 _____
担当医 _____
電話 _____ FAX _____

※他に代用可能なものがある場合は適宜の様式で可

新生児搬送

情報提供書

搬送元：施設名 _____
担当医 _____
電話 _____ FAX _____

新生児氏名： _____ 男・女 生まれ： ____年 ____月 ____日 ____時 ____分
母子氏名： _____ 生年月日： ____年 ____月 ____日 年齢： ____歳
連絡先： _____ 電話： _____

妊娠週数： ____週 ____日 初産 経産
分娩方法：自然 吸引 鉗子 帝王切開
血液型：A型 B型 AB型 O型
不妊治療：無 有
感染症：無 有 不明
Rh：+ -

搬送の目的

低出生体重児 呼吸障害 チアノーゼ 仮死 けいれん 黄疸
嘔吐 発熱 その他 (_____)

特記事項

搬送中の処置： _____

搬送時の同伴：医師 助産師 看護師 その他 _____

受入医療機関

施設名 _____
担当医 _____
電話 _____ FAX _____

※他に代用可能なものがある場合は適宜の様式で可

【医療機関等】

■周産期母子医療センター

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
徳島大学病院 (総合周産期母子 医療センター)	徳島市蔵本2丁目50-1	(産科) 088-633-9331 (NICU) 088-633-9335	(産科) 088-633-9332 (NICU) 088-633-9336
徳島県立中央病院 (地域周産期母子 医療センター)	徳島市蔵本町1丁目10-3	(代表) 088-631-7151 (NICU) 088-634-1152	(代表) 088-631-8354 (NICU) 088-631-2114
徳島市民病院 (地域周産期母子 医療センター)	徳島市北常三島2丁目34番地	(代表) 088-622-5121 (NICU) 088-622-9376	(代表) 088-622-5313
徳島赤十字病院 (地域周産期母子 医療センター)	小松島市小松島町字井利ノ口10 3番地	(代表) 0885-32-2555	(代表) 0885-32-6350

※詳しくは各病院にお問い合わせください。

■その他の公的な周産期医療病院

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	(代表) 088-683-0011	(代表) 088-683-1860
阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄	(代表) 0884-44-3131	(代表) 0884-44-4179
つるぎ町立 半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪 234-1	(代表) 0883-64-3145	(代表) 0883-64-4138

【消防機関等】

救急隊（消防本部）

消防本部名	所在地	電話番号
徳島市消防局	徳島市新蔵町1-88	088-656-1190
鳴門市消防本部	鳴門市撫養町南浜字東浜170	088-685-2009
小松島市消防本部	小松島市横須町1-1	0885-32-0119
阿南市消防本部	阿南市辰己町1-33	0884-22-1120
美馬市消防本部	美馬市脇町字拝原1742-1	0883-52-3061
名西消防組合消防本部	名西郡石井町高川原字高川原66-8	088-674-6788
那賀町消防本部	那賀郡那賀町百合字石橋250	0884-62-1191
海部消防組合消防本部	海部郡牟岐町大字川長字新光寺98-1	0884-72-0600
板野東部消防組合消防本部	板野郡北島町北村字大開11-1	088-698-0119
板野西部消防組合消防本部	板野郡板野町羅漢字前田35	088-672-0198
徳島中央広域連合消防本部	吉野川市鴨島町上下島21-1	0883-26-1190
美馬西部消防組合消防本部	美馬市美馬町字天神119-1	0883-63-2214
みよし広域連合消防本部	三好郡東みよし町足代345-1	0883-76-5119

消防非常備町村

町村名	所在地	電話番号
勝浦町	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3	0885-42-2511
上勝町	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1	0885-46-0111
佐那河内村	名東郡佐那河内村下字中辺71-1	088-679-2113

本「周産期医療搬送マニュアル」は、徳島県周産期医療協議会の各委員の御協力を得まして作成いたしました。

徳島県周産期医療搬送マニュアル

平成20年 3月作成

平成26年12月(改訂)

発行 徳島県保健福祉部健康増進課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1